

令和 7 年度埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への 奨学のための給付金（早期給付）

申請のしおり

給付金年額のうち 4 ～ 6 月分の早期給付を希望する場合は、指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。
(希望しない方は、提出する必要はありません。)

2 給付額

世帯状況	給付額
市町村民税・道府県民税所得割非課税世帯・家計急変世帯	12,625円 (年額 50,500円)
市町村民税・道府県民税所得割 105,500 円未満の世帯・ 家計急変により 105,500 円未満に相当する世帯	2,525円 (年額 10,100円)
市町村民税・道府県民税所得割 264,500 円未満・ 家計急変により 264,500 円未満に相当する、かつ、 扶養する子が 3 人以上いる世帯	2,525円 (年額 10,100円)

お問い合わせ

- ① 生徒が在学している学校
または
- ② 埼玉県高等学校修学支援制度事務局
TEL 048-711-7012



埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の（１）～（３）の要件を基準日（令和７年４月１日）現在ですべて満たしている必要があります。

（１）専攻科支援金の支給を受ける資格を有している生徒（以下「生徒」という。）がいる世帯

（２）次のいずれかに該当する世帯

①市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）の世帯

②市町村民税・道府県民税所得割額の合算が１０５,５００円未満の世帯（①を除く。）

③市町村民税・道府県民税所得割額の合算が２６４,５００円未満であり、かつ、扶養する子が３人以上いる世帯（①及び②を除く。）

※いずれも家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が①～③に相当する世帯^{*1}も対象となる。

（３）生計維持者（父母等）が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 生計維持者（父母等）が令和６年１月１日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません（家計急変世帯を除く。）。
- 生計維持者（父母等）が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

*1 「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）に相当する世帯」とは、生計維持者それぞれの年収見込額が下表の基準額を下回る世帯をいいます。なお、②～③に相当するかについては、お通りの事務室にお問い合わせください。

世帯構成 ^{*2}	年収基準額	所得基準額
１人世帯（本人のみ）	１,０００,０００円	４５０,０００円
２人世帯	２,０４３,９９９円	１,３５０,０００円
３人世帯	２,２１５,９９９円	１,４７０,０００円
４人世帯	２,７１５,９９９円	１,８２０,０００円
５人世帯	３,２１５,９９９円	２,１７０,０００円
６人世帯	３,７０３,９９９円	２,５２０,０００円
７人世帯	４,１４０,０００円	２,８７０,０００円
８人世帯	４,５７６,０００円	３,２２０,０００円

←左表の基準額の年収とは、会社員の場合は給与収入を指します。自営業者の場合は、収入から必要経費を差し引いた所得金額を指します。

*2 世帯人数＝本人＋控除対象配偶者＋扶養親族

例）父親が母親と子２人を扶養している世帯の場合

父親：４人世帯（本人＋母親＋子２人）の欄に当てはめる

母親：１人世帯（誰も扶養していないので本人のみ）の欄に当てはめる

4 必要な手続き

(1) 申請方法

「(2) 申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。

～埼玉県在住で県外の学校へお通いの方の提出先～

- ◇ 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、お通いの学校からの案内に従ってご提出ください。
- ◇ 上記以外の公立高校に在学している場合、埼玉県教育局へご提出ください。

※ 提出期限については、お通いの学校にお問い合わせ・ご相談ください。

(2) 申請書類 (○：必須、－：不要)

世帯の状況に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う学校	世帯の状況*	参照ページ	申請書	振込口座届	扶養親族申告書	在学証明書	課税証明書	家計状況確認書類
埼玉県内の ・ 県立高校 ・ 市立高校	A.非課税世帯または105,500円未満(非課税世帯を除く)の世帯	P4	○	○	－	－	○	－
	B.264,500円未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯(A)を除く	P5	○	○	○	－	○	－
	C.家計急変によりA、Bに相当する世帯	P6	○	○	Bのみ	－	○	○
国立高校・ 埼玉県外の公立高校	A.非課税世帯または105,500円未満(非課税世帯を除く)の世帯	P4	○	○	－	－	○	－
	B.264,500円未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯(A)を除く	P5	○	○	○	－	○	－
	C.家計急変によりA、Bに相当する世帯	P6	○	○	Bのみ	－	○	○

* 世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。

- 非課税世帯 R5.1.1～R5.12.31 の収入状況
- 家計急変世帯 R7.4.1 以前の家計急変

【R5.1.1～R5.12.31 の収入】

A.令和 6 年度 非課税又は 105,500 円未満の世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（10～11 ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第 5 号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

③ 令和 6 年度（5 年分） 課税（非課税）証明書等

※ 生計維持者全員分の令和 6 年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類（以下 a～c のいずれか）を御提出ください。

提出書類（いずれか 1 つ）	取得方法
a 令和 6 年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和 6 年度 特別徴収税額決定（変更）通知書	主に会社員の方へ毎年 6 月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和 6 年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【書類を提出する上での注意事項】

- 証明書類等は、原則生計維持者（父母等）全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。（例：父母がいる場合は父と母の両方分）
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
（確認箇所：氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割）
⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

④ 生徒本人の在学証明書

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

【R5.1.1～R5.12.31 の収入】

B .令和 6 年度 105,500 円以上 264,500 円未満、かつ、扶養する子が 3 人以上の世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（12～13 ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第 5 号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

③ **令和 6 年度（5 年分） 課税証明書等**

※ 生計維持者全員分の令和 6 年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類（以下 a～c のいずれか）を御提出ください。

提出書類（いずれか 1 つ）	取得方法
a 令和 6 年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和 6 年度 特別徴収税額決定（変更）通知書	主に会社員の方へ毎年 6 月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和 6 年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【書類を提出する上での注意事項】

- 証明書等は、原則生計維持者（父母等）全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。（例：父母がいる場合は父と母の両方分）
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 必ず、扶養親族数が記載されているものをご提出ください。
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
（確認箇所：氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割・扶養親族数）
⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。

全員必要

- ④ **扶養親族申告書**（様式第 11 号「扶養親族申告書」）
➤ **令和 6 年度に実際に扶養している親族（配偶者を除く）全員**について記載してください。
※ 課税証明書等に記載されていない令和 6 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することとなった子等がいる場合は、証明書等を添付の上、ご提出ください。
※ 扶養親族の生年月日に誤りがないようご注意ください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑤ **生徒本人の在学証明書**

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

C. 家計急変世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（14～15 ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第 5 号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人、又は、生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

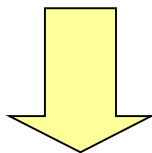
③ 令和 6 年度（5 年分） 課税証明書等

※ 生計維持者全員分の令和 6 年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類（以下 a～c のいずれか）をご提出ください。

提出書類（いずれか 1 つ）	取得方法
a 令和 6 年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和 6 年度 特別徴収税額決定（変更）通知書	主に会社員の方へ毎年 6 月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和 6 年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【書類を提出する上での注意事項】

- 証明書等は、原則生計維持者（父母等）全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。（例：父母がいる場合は父と母の両方分）
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 必ず、扶養親族数が記載されているものをご提出ください。
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
（確認箇所：氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割・扶養親族数）
⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。



次ページに続く

全員必要

④ 生計維持者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

- 所得要件を満たさない生計維持者全員分の書類(以下 a～c のいずれか)を提出してください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	➤ 直近3か月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払(見込)証明書(16ページ参照) ➤ 事業所得証明書(17ページ参照) ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※定年退職等は家計急変事由の対象外。	➤ 離職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 診断書 ➤ 雇用保険受給資格者証 等 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書
c	離別・死別 (R6.1.1～R7.4.1 間に発生したものに限る)	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入を証明する書類	①離別・死別を証明する書類 ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 死亡診断書 等 ➤ 書類の提出が困難な場合 ⇒ 離別死別した時期を学校担当者にお知らせください。(様式任意) 及び ②家計急変後の収入を証明する書類 収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。(上記 a 参照)

所得割額合計が 105,500 円超～264,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯の場合のみ 要提出

⑤ 扶養親族申告書 (様式第 11 号「扶養親族申告書」)

- **令和 6 年度 (R5.12.31 時点) に実際に扶養している親族 (配偶者を除く) 全員**について記載してください。
- ※ 課税証明書等に記載されていない令和 6 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合は、証明書類を添付の上、ご提出ください。
- ※ 扶養親族の生年月日に誤りがないようご注意ください。

埼玉県外の方のみ 要提出

⑥ 生徒本人の在学証明書

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
- ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます

5 給付（振込）先

給付金振込口座届（様式第5号）で指定した口座に振り込みます。

6 申請・給付時期

- 令和7年7月末以降に、指定した口座に振り込みます。

※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。

- 申請と給付の時期については、下部の図を参考にしてください。

【早期給付】

給付金の年額の1/4（4月～6月分）を新入生の入学時に、前倒し給付するものです。

- 令和6年度の税額等で受給の可否を審査します。
- 残りの年額の3/4（7月～翌年3月分）を受給するためには、7月以降に再度ご案内する【通常申請*】で再度の申請が必要です。

* 【通常申請】

（1）早期給付を受給している場合

- 給付金の年額の3/4（7月～翌年3月分）を給付するものです。
- 令和7年度の税額等で受給の可否を再度審査します。

（2）早期給付を受給していない場合

- 給付金の年額を給付するものです。
- 令和7年度の税額等で受給の可否を審査します。
※ 令和7年度が非課税であれば、早期給付を申請しなくても通常申請によって年額を受給できます。



質問 課税証明書の見方について教えてほしい

※ 「市町村民税均等割」と「県民税均等割」は合算しなくても構いません。
 ※ 上の図は、さいたま市の様式です。お住まいの市町村により証明書の名称が異なります。
 ※ 市町村民税・道府県民税所得割額の合算が 264,500 円未満（3 ページ（2）を除く）の世帯は、所得要件以外に扶養する子の数が 3 人以上いる必要があります。

【記入例①表面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円（非課税）または105,500円未満の世帯

基準日

①「令和7年4月1日」以降の日付を記入。

令和 7年 5月 20日

埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書 【早期申請用】

②申請区分にチェックを必ず入れる。

全員記入

①該当する

☒	ア 非課税世帯として申請する。
☐	イ 105,500円未満の世帯（非課税世帯を除く）として申請する。（アの世帯を除く。）
☐	ウ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯（105,500円未満の世帯を除く）として申請する。（ア及びイの世帯を除く。）
☐	エ 家計急変世帯として申請する。

③生計維持者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

②埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。

全員記入

生計維持者①	住所	〒330-9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
	連絡先	自宅	048-830-6652	携帯 090-000-0000
フリガナ	ウラワ タロウ	専攻科生との関係 (該当するものに○を記入)	父母（父 母） ・主たる生計維持者	
	氏名		浦和 太郎	生徒本人
生計維持者②	フリガナ	ウラワ ハナコ	専攻科生との関係 (該当するものに○を記入)	父母（父 ・ 母）
	氏名	浦和 花子		

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

③対象となる専攻科生について記入してください。

全員記入

フリガナ	ウラワ イチロウ		生徒生年月日	昭和 平成 18年 4月 2日
生徒氏名	浦和 一郎		学校の種類課程	専攻科
在学する学校	名称	埼玉県 立 ○○高等学校	学年・組・出席番号	1年 1組 1番
	所在地	埼玉 都道府県 さいたま 市町村 浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和7年 4月 8日～ 年 月 日
過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数
過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことあるか	立	⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に... ○専攻科に通っていたことがある場合 →「ある」を選択し、必要事項を記入。 ○専攻科に通っていたことがない場合 →「ない」を選択。	通信・	なし 1回 2回 3回 4回 不明
	立		通信・	なし 1回 2回 3回 4回 不明

※「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。

④次の4点を確認の上、☑を付けてください。

全員記入

☒	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐	この申請は、埼玉県のために従いその金額を即時返還します。
☐	この申請の対象となる専攻科生は児童福祉法による児童入所施設措置費（特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

非課税世帯(①ア)・105,500円未満の世帯の世帯(①イ)・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の世帯(①ウ)の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

⑤ 非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。

ア 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☒	父母2名分 父母1名分 ・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・父母が存在するもの(⑦) ⑤①～④のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。 (DV、養育放棄、児童虐待等)
②	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合
③	☐	生徒本人 ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

【記入例①裏面】
 市町村民税・道府県民税所得割額の
 合算が0円(非課税)または105,500円
 未満の世帯

264,500

非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑥へ

⑥ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

ア 扶養親族数が記載された課税証明書等を提出します。

①	☐	非課税世帯または105,500円未満の世帯はこの欄への記入は不要。	全自分の扶養親族数を証明できる。 確認する必要があります。
---	--------------------------	-----------------------------------	----------------------------------

イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。

②	☐	扶養親族数を証明する書類(必須)	扶養親族申告書
③	☐	(ア)生計維持者の実子	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本
		(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書 その他
		(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書 戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

⑦ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 家計急変世帯

(生計維持者全員分必要です。)

生計維持者①	理由	家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(①ウの世帯のみ)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
①	☐ 給与・所得の減少のため	課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐ 離職・破産のため	課税証明書等	離職票、雇用保険受給資格者証、その他	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐ 死別・離別のため	課税証明書等	その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等)(必須) ※ 書類の名前を記入してください。	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
②	☐ 給与・所得の減少のため	課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書		
	☐ 離職・破産のため	課税証明書等	離職票、雇用保険受給資格者証、その他		

【記入例②表面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が264,500円未満、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯

基準日

①「令和7年4月1日」以降の日付を記入。

令和 7年 5月 20日

埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書 【早期申請用】

学校受付欄

※この欄は学校が使用します。

① 該当する申請区分に☑を付けてください。 **全員記入**

☐	ア 非課税世帯として申請する。
☐	イ ②申請区分にチェックを必ず入れる。 (アの世帯を除く。)
☒	ウ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯 (105,500円未満の世帯を除く) として申請する。 (ア及びイの世帯を除く。)
☐	エ 家計急変世帯として申請する。

③生計維持者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

② 埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。 **全員記入**

生計維持者①	住所	〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
	連絡先	自宅	048-830-6652	携帯 090-000-0000
生計維持者②	フリガナ	ウラワ タロウ	専攻科生との関係	父母 (父) 母) ・主たる生計維持者
	氏名	浦和 太郎	生徒本人	
生計維持者③	フリガナ	ウラワ ハナコ	専攻科生との関係	父母 (父 ・ 母)
	氏名	浦和 花子		

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

③ 対象となる専攻科生について記入してください。 **全員記入**

フリガナ	ウラワ イチロウ	生徒生年月日	昭和 平成 18 年 4 月 2 日
生徒氏名	浦和 一郎	学校の種類	専攻科
在学する学校	名称	埼玉県立 〇〇高等学校	学年・組・出席番号
	所在地	埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-14-2	在学期間
過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等
過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがあるか	立	立	立
※「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。	立	立	立

⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に...
○専攻科に通っていたことがある場合 → 「ある」を選択し、必要事項を記入。
○専攻科に通っていたことがない場合 → 「ない」を選択。

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 **全員記入**

☐	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☐	この申請書は埼玉県のために従いその金額を即時返還します。
☒	⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。
☐	この申請の対象となる専攻科生は児童福祉法による児童入所施設措置費 (特別育成費 (母子生活支援施設の高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。

非課税世帯(①ア)・105,500円未満の世帯の世帯(①イ)・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の世帯(①ウ)の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

5 非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。

ア 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☒	父母2名分
②	☐	父母1名分 ・離婚、死別、失踪等により父母が1名の場合 ・父母が存在するもののDV、養育放棄、児童虐待等により親権を喪失した場合 ⑦ ⑤①～④のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
③	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・父母が存在しない場合
④	☐	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

**【記入例②裏面】
市町村民税・道府県民税所得割額の合算が264,500円未満、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯**

264

非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑥へ

6 264,500円未満であり、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑥へ

⑧ ⑤で提出した課税証明書等に扶養親族数が記載されていることを確認して、チェックを入れる。

ア 扶養親族数が記載されていることを確認して、チェックを入れる。

① ☒ ⑤で提出した課税証明書等により、養育者等自分の扶養親族数を証明できる。
※ 課税証明書等にて必ず扶養親族数が確認できる必要があります。

イ 扶養親族数が記載されていることを確認して、チェックを入れる。

② ☒ ⑨ 必ず提出す 扶養親族数を証明する書類（必須）

③ ☒ ⑩ ⑤で提出した課税証明書等に載っていない新たに扶養することになった扶養親族がいる場合にチェックを入れ、提出する書類に○をつける。

（イ）生計維持者に委託された里子
（ウ）生計維持者と特別養子縁組をした特別養子

扶養親族申告書
出生証明書・母子手帳・戸籍抄本
里親委託証明書・その他
特別養子縁組の確定証明書・戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

264,500円未満、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯はこの欄への記入は不要。

		直近の収入を証明する書類（必須）	扶養親族の人数を証明する書類（①ウの世帯のみ必須）	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
生計維持者①	☐ 給与・所得の減少のため	課税証明書等 + 給与明細等・事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書・母子手帳・戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐ 家計急変前の収入額を証明する書類（必須）	無職となったことを証明する書類（必須）	扶養親族の人数を証明する書類（①ウの世帯のみ必須）	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
	☐ 離婚・破産のため	離婚票・雇用保険受給資格者証・その他（ ）	扶養親族申告書	出生証明書・母子手帳・戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
生計維持者②	☐ 給与・所得の減少のため	課税証明書等 + 給与明細等・事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書・母子手帳・戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	☐ 家計急変前の収入額を証明する書類（必須）	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等）（必須）	扶養親族の人数を証明する書類（①ウの世帯のみ必須）	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
	☐ 死別・離別のため	（ ） ※ 書類の名前を記入してください。	扶養親族申告書	出生証明書・母子手帳・戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書

【記入例①表面】

家計急変世帯

基準日

令和 7 年 5 月 2 0 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

①「令和7年4月1日」以降の日付を記入。

埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書

【早期申請用】

学校受付欄

※この欄は学校が使用します。

① 該当する申請区分に☑を付けてください。

全員記入

☐ ア 非課税世帯として申請する。
 ☐ イ 105,500円未満の世帯（非課税世帯を除く）として申請する。（アの世帯を除く。）
 ☐ ウ 264,500円未満の世帯（非課税世帯を除く）として申請する。
 ☒ エ 家計急変世帯として申請する。

②申請区分にチェックを必ず入れる。3人以上いる世帯（105,500円未満の世帯を除く）として申請する。

③生計維持者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

② 埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。

全員記入

生計維持者①

住所

〒330 - 9301
埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1

連絡先

自宅

048-830-6652

携帯

090-000-0000

フリガナ

ウラワ タロウ

専攻科生との関係

父母（父 母） ・主たる生計維持者

氏名

浦和 太郎

（※必ず記入してください）

生徒本人

生計維持者②

フリガナ

ウラワ ハナコ

専攻科生との関係

父母（父 ・ 母）

氏名

浦和 花子

（※必ず記入してください）

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

③ 対象となる専攻科生について記入してください。

全員記入

フリガナ

ウラワ イチロウ

生徒氏名

浦和 一郎

生年月日

昭和 平成 18 年 4 月 2 日

学校の種類

専攻科

在学する学校

名称

埼玉県 立 〇〇高等学校

所在地

埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-14-2

学年・組・出席番号

1 年 1 組 1 番

在学期間

令和7年 4 月 8 日～ 年 月 日

過去在籍状況

過去在籍高等学校名

過去在籍期間

過去在籍課程等

左記学校で給付金を受給した回数

なし 1回 2回 3回 4回 不明

過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがある

立

⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に...

○専攻科に通っていたことがある場合 → 「ある」を選択し、必要事項を記入。

○専攻科に通っていたことがない場合 → 「ない」を選択。

※「ある」場合は過去在籍状況について、右欄に記入してください。

立

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。

全員記入

☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
 ☐ この申請書の内容を確認してチェックを必ず入れる。
 ☐ この申請の対象となる専攻科生は児童福祉法による児童入所施設措置費（特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

非課税世帯(①ア)・105,500円未満の世帯の世帯(①イ)・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の世帯(①ウ)の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

14

⑥ 非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯
 として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。

非課税世帯・105,500円未満の世帯・264,500円未満かつ扶養する子3人以上いる世帯の方【記入例③裏面】
家計急変世帯

家計急変世帯はこの欄の記入は不要。

①	☐	父母1名分
②	☐	・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 (DV、養育放棄、児童虐待)等
③	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合
④	☐	生徒本人 ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合、等

非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入済み
 264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑥へ

⑥ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
 ア 扶養親族数が記載された課税証明書等を提出します。

①	☐	⑥で提出した課税証明書等により、親権者全員の扶養親族数を証明できる。 ※ 課税証明書等にて必ず扶養親族数が確認できる必要があります。
---	--------------------------	---

イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。

②	☐	扶養親族数を証明する書類(必須)	扶養親族申告書
③	☐	令和7年1月1日以降、出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合、それを証明する書類	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書、その他
		(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑧ 提出する書類に○を付ける。

⑦ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
 (生計維持者全員分必要です。)

家計急変世帯

	家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(①ウの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
生計維持者①	給与・所得の減少のため 課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書 課税証明書等に扶養親族が全員記載されていれば提出不要(扶養親族申告書は必須)
	家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	無職となったことを証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(①ウの世帯のみ必須)	扶養親族がいる場合 出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書、特別養子縁組の確定証明書
	⑦ 該当する項目にチェックを入れる。 死別・離別のため 課税証明書等	その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等)(必須) 離別・死別等を理由に申請する方も、収入がある場合は直近の収入を証明する書類を御提出ください。	扶養親族の人数を証明する書類(①ウの世帯のみ必須) 扶養親族申告書	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合 出生証明書、母子手帳、戸籍抄本、里親委託証明書、特別養子縁組の確定証明書
生計維持者②	給与・所得の減少のため 課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書		
	家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類(必須)		
	離職・破産のため 課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票、雇用保険受給資格者証、その他		

専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計)

①給与支払日以降の日付を記入。
令和 7 年 4 月 3 日

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名 浦和 太郎

住所所在地 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1

給与支払証明書

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。
(令和2年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。

④給与支払の実績を記入。

給 与 支 払 日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備 考
令和 7 年 1 月 21 日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和 7 年 2 月 21 日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和 7 年 3 月 21 日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) 0000

事業所名称 さいたま株式会社

事業主氏名 代表取締役 大宮 花子

専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計急変)参考様

①記入日を書く。 (記入日)
令和 7 年 4 月 3 日

事業所得証明書

1 ②証明される申請者の氏名と住所を記

氏名	浦和 太郎	住所 所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	-------	-----------	-------------------------

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)
※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後の1月の収入を記入する。)

③直近の収入及び支出の状況を記入。

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所収	考
令和 6 年	4 月	500,000 円	220,000 円	280,000 円	
	5 月	400,000 円	186,000 円	214,000 円	
	6 月	685,000 円	330,000 円	355,000 円	
	7 月	580,000 円	300,000 円	280,000 円	
	8 月	0 円	0 円	0 円	
	9 月	0 円	0 円	0 円	
	10 月	70,000 円	40,000 円	30,000 円	
	11 月	60,000 円	30,000 円	30,000 円	
	12 月	50,000 円	25,000 円	25,000 円	
令和 7 年	1 月	40,000 円	20,000 円	20,000 円	
	2 月	30,000 円	15,000 円	15,000 円	
	3 月	20,000 円	10,000 円	10,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主から証明を受けてください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) 0000

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

様式第 1 1 号

令和 7 年 5 月 2 0 日

扶養親族申告書

(宛先)
埼玉県教育委員会

〒 330-9301
生計維持者①住所
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

生年月日
昭和 48 年 5 月 5 日

氏名
浦和 太郎

〒 330-9301
生計維持者②住所
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

生年月日
昭和 50 年 8 月 8 日

氏名
浦和 花子

令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が 1 6 歳未満の扶養親族、並びに令和 6 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1	浦和 一郎	H18.4.2	子
2	浦和 敦子	S56.9.9	妹
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1	浦和 料子	H20.5.5	子
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】
令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。
(確認ができる書類)
・年末調整の令和 5 年分扶養控除等（異動）申告書の写し
・令和 5 年分給与所得の源泉徴収票
・令和 5 年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和 6 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1	浦和 育次郎	R6.10.10
2		
3		

【記入上の注意事項】
「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____人

18

申請者全員が必ず提出してください。
※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
※ 申請後に口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

(宛先)
埼玉県教育委員会

令和 年 月 日

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届

申 請 者（父 母 等）氏 名_____

（支給対象高校生等氏名_____

支給対象高校生等在籍校名_____）

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名					支店名				
口座番号	普通預金								
口座名義	フリガナ								
	名 前								

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（父母等）本人の名義とすること。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付すること。
- 3 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いてあるページ）の写しを添付してください。